

一般社団法人全国医師連盟定款

第1条 この法人は、一般社団法人全国医師連盟（以下「本会」という。）という。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置く事ができる。

（目的）

第3条 本会は、患者と医療従事者の権利を擁護する医師の自覚的組織である。本会は患者の自己決定権を尊重し、医療従事者の診療環境を改善し、医療における不平等や差別を排除する。医学の発展普及、医療の質の向上、医療従事者間の信頼醸成、医事法規の整備と医事経営の適正化等を図ることにより、医療・公衆衛生の向上と医療周辺産業の振興を促す。

以上を本会の目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者と医療従事者の権利の確立に関する事項
- (2) 医療・公衆衛生の質の向上に関する事項
- (3) 診療環境の向上に関する事項
- (4) 医療従事者間の連帯強化に関する事項
- (5) 医学・医術の振興・普及に関する事項
- (6) 医事法制の向上に関する事項
- (7) 医師の福祉の向上等に関する事項
- (8) 医学術及び医事の国際交流に関する事項
- (9) 医療産振興興に関する事項
- (10) 社会福祉の増進に関する事項
- (11) 医療事故調査・分析の支援などを通じて医療の質を高める為に必要な事項
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（定款施行細則）

第5条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て定款施行細則（以下「細則」という。）で定める。

（区域等）

第6条 本会は、日本国全域および研究・医療を目的とした在留邦人医師が存在している海外を区域とする。

2 円滑な会務の運営を図るため、細則を定める。

（公告）

第7条 当法人の公告は、官報への掲載により行う。

第2章 会員

（会員）

第8条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員:当法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 一般会員:当法人のイベントや事業に参加するために入会したもの

(3) パートナー会員:当法人の事業を援助する為に入会したもの

(正会員の資格)

第9条 本会を構成する正会員・一般会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医籍登録をしているもの

(2) 日本国の大学医学部を卒業し、海外の医師免許を取得した者については、理事会での議決をもって会員とすることが出来る。

(3) 前号(1)(2)の条件を満たさないが、特に理事会が認めたもの。

2 代表は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 理事会で特別に許可を与えた、個人、法人を正会員とすることが出来る。

(入会)

第10条 入会申請方法については、理事会にて別途定めることとする。

2 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書を提出し、その年度分の会費を納入し、代表の承認を受けなければならない。

(退会)

第11条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、退会とする。

(1) 会員から退会の申出があったとき

(2) 会員たる資格を喪失し、資格審査委員会が会員継続資格を有しないと判定した場合

(3) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき

(4) 除名されたとき

(5) 死亡が確認されたとき

(6) 失踪宣告が確認されたとき

(7) 解散したとき

2 前項第1号の申出は、代表が理事会の議決を経て別に定める退会届書を、代表理事に提出しなければならない。

(除名)

第12条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の特別議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その理事会の開催の日の14日前までに、その会員に対し、その旨を書面で通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は社員総会の決議に反する行為をしたときなど正当な事由があるとき。

2 代表理事は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格停止及び剥奪に関する権利と義務)

第13条 期日までに会費を納入しないときは理事会で別に定める一部資格を停止とする。尚、前年度の会費未納者については会員資格を停止する。但し、会費未納金の消失を確認した時点で資格停止を解除することができる。

2 会員が前2条の規定により資格を喪失したとき、当法人の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これは免れることはできない。

(会費)

第14条 会員は、毎年度、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の抛出品金は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第15条

会員は、氏名、住所、連絡先に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(会員の義務)

第16条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(パートナー会員)

第17条 パートナー会員は、理事会で承認された時点より加盟とみなされる。

2 パートナー会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失し、資格審査委員会が会員継続資格を有しないと判定した場合
- (3) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 死亡が確認されたとき
- (6) 失踪宣告が確認されたとき
- (7) 解散したとき

3 第13条の規定は、パートナー会員について準用する。この場合において、同規定中「会員」とあるのは「パートナー会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員等

(役員の数)

第18条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事1名。
- (2) 副代表理事1名。
- (3) 理事20名以内、ただし設立時は3名。
また、社員総会の議決をもって、会員数に200分の1を掛けた人数以内で増員することが出来る。
- (4) 監事2名以内。
- (5) 役員に異動があったときは、遅滞なくその旨を理事会及び別に定める選挙管理委員会に届け出なければならない。
- (6) 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう）、特定医療機関の関係者、特定企業の関係者及び厚生労働省官僚出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任等)

第19条 役員は別に定める選挙規定に従い、社員総会の決議により正会員のうちから選任する。

- 2 役員を選任に関する事務を管理させるため、社員総会において、選挙管理委員2人以上5人以内を選任する。
- 3 役員及び選挙管理委員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 第21条から第23条までの規定は、選挙管理委員について準用する。
この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「選挙管理委員」と読み替えるものとする。
- 5 役員を選任等に関し必要な事項は、細則で定める。
- 6 代表理事について、選挙不調により選任ができなかった時には、理事会にて理事の中から互選する。

(役員職務)

第20条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事は副代表理事を1名指名することができる。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐する。
- 4 執行理事は、理事の中から代表理事が若干名指名し、日常の会務の執行を行う。

- 5 執行理事は代表理事及び副代表理事を補佐し、事務局を統轄して会務を処理する。
- 6 代表理事に事故があるときはその職務を副代表理事が代理し、代表理事と副代表理事が欠けたときはその職務を執行理事が行う。
- 7 代表理事、副代表理事、執行理事全てに事故があり業務執行が困難な場合、理事会は臨時代表を選出することが出来る。
- 8 理事は、理事会を組織し、定款及び社員総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 9 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況及び業務の執行の状況について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会、理事会および資格審査委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは一般社団法人第101条3項により理事会を招集すること。

(役員任期)

- 第21条 役員任期は、2年とする。ただし、理事会互選により選出した代表理事の任期は1年以内とする。
- 2 役員再任は妨げない。
 - 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 補欠による監事の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 細則により役員に定年を定めることができる。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第22条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第23条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、社員総会の特別決議を経て、その役員を解任することができる。この場合には、理事会或いは監事は、その社員総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

- 第24条 役員には、報酬を与えることができる。
- 2 報酬の額は、社員総会の議決を経て決定しなければならない。
 - 3 監事、選挙管理委員の報酬に関しては別途規定により処遇する。

(顧問)

- 第25条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を受けて代表が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会運営上の重要事項について、代表理事の諮問に応ずる。
 - 4 顧問委嘱に係る費用は、社員総会の議決を経て決定する。

第4章 社員総会

(社員総会の種別等)

- 第26条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
- 2 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 3 社員総会の議長、副議長及び書記は、社員総会において、出席会員のうちから各1名を選出する。

- 4 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 5 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めるとき。
 - (2) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(社員総会の招集)

第27条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 前条第5項第2号の規定により請求があったときは、代表理事は、その請求のあった日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会員に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は2週間前までに通知するものとする。

(社員総会の議決方法等)

第28条 社員総会は、正会員現在数の5分の1以上の者の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、第30条に規定する当該議事につき書面又は電磁的記録をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 社員総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 社員総会において、1会員が行使する表決権の数は、1とする。
- 4 社員総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席会員の3分の1以上の同意があったときは、この限りでない。

(特別議決事項)

第29条 次の各号に掲げる事項は、社員総会において、出席会員の表決権の2分の1以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 長期借入金
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算

2 次の各号に掲げる事項は、社員総会における特別決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による表決)

第30条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電磁的記録、又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的記録は、社員総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面又は電磁的通知を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び副議長が作成し、議長及び副議長並びに出席会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は互選により選任され、議長は副議長、書記を指名することができる。
- 3 理事会は月に一回以上、理事会議長により招集される。
- 4 理事会議事録（電磁的記録を含む）には、参加者の出席方法（テレビ会議方式、電話会議方式などを含む）を記載し、事務局が保管する。
- 5 監事は理事会に出席することができ、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の機能)

第33条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等社員総会に付議すべき事項及び社員総会の招集に関する事
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会への参加)

第34条 理事会は必要に応じて学識経験者等を理事会に参加させる事ができる。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資格審査委員会

(資格審査委員会)

第36条 会員資格の審査のため、本会に資格審査委員会を置く。

- 2 資格審査委員会は、2名以上5名以内の委員（以下「資格審査委員」という）で組織する。

(資格審査委員の選任)

第37条 資格審査委員は、正会員のうちから理事会において選任する。ただし、本会の代表理事、副代表理事は資格審査委員を兼ねることはできない。

(資格審査委員会の運営等)

第38条 資格審査委員会の運営等に関し必要な事項は、細則で定める。

第7章 部会

(部会)

第39条 事業の円滑な運営を図るため、本会に細則で定める部会を置く。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、代表理事が別に定める。
- 4 事務局を外部委託する場合には、業務委託を別途契約する。

(業務の執行)

第41条 本会の業務の執行の方法については、細則に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 本会は、事務所にこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の履歴並びに職員の名簿及び履歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (10) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで及び第49条第1項に規定する資料については、同項2号を除いて、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及びパートナー会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会の議決を経て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第46条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 本会が行う事業のうち、理事会において定める事業については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第47条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の議決を経、かつ全ての監事の承認を得た上で、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 代表理事は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される社員総会において収支予算が決定するまでの間は、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される社員総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第49条 代表理事は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、定時社員総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 前項において作成された(1)(3)(4)の書類は、理事会の承認を経て定時社員総会に報告し、(3)(4)については承認を得なければならない。
- 3 監事は、第1項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して社員総会に提出しなければならない。
- 4 代表は、第1項(1)(3)(4)の書類及び前項の監査報告書について、社員総会の承認を受けた後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第50条 代表理事は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を理事会議長、役員選挙管理委員会、監事に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿、一般会員名簿、パートナー会員名簿並びに前年度における会員及び一般会員の異動状況を記載した書類

第10章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第51条 この定款の変更は、社員総会の特別議決により30日を経なければその効力を生じない。

(解散)

第52条 本会は、社員総会の特別議決により解散する事ができる。

(解散の場合の残財産の処分)

第53条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、社員総会の議決を経て、本会の目的と類似の目的を有する他の法人に寄附する事が出来る。

2 社員総会により残余財産の処分方法が指定されなかった場合は国庫に納付するものとする。

第11章 雑則

(規程)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な規程は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第55条 この定款に定める文書には電子署名付き電子ファイルを含めることとする。なお、電子署名つき電子ファイルについては、電磁的記録の他、紙媒体の印刷物として2部以上保管することとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第57条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。

設立時理事中島恒夫

設立時理事新田清明

設立時理事吉田明子

設立時代表理事中島恒夫

(改正)

第58条 第7回定期総会(平成26年6月8日)改正承認

2 第8回定期総会(平成27年6月7日)改正承認